平成２２年（フ）第１３０９号
横浜市中区根岸町３丁目176番地90　109号室
債務者　椎名こと　推名　直哉
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４５号
神奈川県海老名市大谷北４丁目14番15―108号
債務者　宮澤　昇
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４６号
神奈川県海老名市大谷北４丁目14番15―108号
債務者　宮澤　和子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５５号
横浜市戸塚区戸塚町4927番地　井上荘203号
債務者　岡野　珠美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３５６号
横浜市磯子区森１丁目６番23―701号
債務者　木村　和江
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３９号
相模原市南区相模台２丁目５番４号　カサブランカ相模台203
債務者　牧野　光征（旧姓瓜生）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３０３号
愛知県岡崎市伊賀町字７丁目17番地　イガセブン105
債務者　前澤　寿乃（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３１９号
愛知県豊田市和会町大新古６番地８
債務者　岩崎　和治
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３２号
愛知県岡崎市大西２丁目６番地１　ラ・ポルテ竜美丘イースト701
債務者　大野　望（旧姓西澤）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
静岡県焼津市中新田117番地の２
債務者　佐藤優貴子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４９号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根351番地202号
債務者　間山みさ子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１０号
愛知県豊橋市高師町字北新切116―40　中神荘101号、住民票上の住所愛知県豊橋市西高師町字小谷93番地１
債務者　野間　光秋
1　決定年月日時　平成22年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２７号
熊本県天草市新和町大多尾4577番地
債務者　福田　恭子（旧姓志山）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月22日午後１時45分
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第１０５３号
岡山市北区平山863番地171
債務者　原淵　清隆
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３号
岡山市北区青江１丁目16―６　アビタシオン青江207号室、住民票上の住所広島県福山市手城町３丁目６番12―７号
債務者　渡邉　正明
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部